

令和3年第1回
宮崎県東児湯消防組合議会定例会
会議録

宮崎県東児湯消防組合消防本部

目 次

会期及び審議日程	1
告示・応招議員・不応招議員	2
会議に付した事件・出席議員・欠席議員	2
説明員・総務課職員	3
開会	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
議案上程・提案理由説明	4
質疑	1 1
討論・採決	1 1
閉会	1 2

会期及び審議日程

日 次	月 日	曜 日	摘 要
第1日	2月24日	水曜日	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 質疑 討論・採決 閉会

宮崎県東児湯消防組合告示第1号

令和3年第1回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月16日

宮崎県東児湯消防組合

管理者 河野 正和

1 期日 令和3年2月24日

2 場所 宮崎県東児湯消防組合消防本部

○応招議員（10名）

1番 緒方 直樹	2番 杉尾 浩一
3番 永友 繁喜	5番 出口 喜重郎
6番 神田 直人	7番 眞鍋 博
8番 河野 浩一	10番 内藤 逸子
11番 黒木 幸範	12番 黒木 政次

○不応招議員（なし）

○会議に付した事件

令和3年2月24日 午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算

○出席議員（10名）

1番 緒方 直樹	2番 杉尾 浩一
3番 永友 繁喜	5番 出口 喜重郎
6番 神田 直人	7番 眞鍋 博
8番 河野 浩一	10番 内藤 逸子
11番 黒木 幸範	12番 黒木 政次

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 ……………	河野 正和	副管理者 ……………	酒井 雅彦
副管理者 ……………	黒木 敏之	副管理者 ……………	小嶋 崇嗣
副管理者 ……………	半渡 英俊	副管理者 ……………	日高 昭彦
消防長 ……………	野口 昌秀	消防次長 ……………	河野 辰己
警防通信課長 ……	黒木 久永	総務課長 ……………	瀬川 幸一郎
予防課長 ……………	綾部 康浩	消防署長 ……………	福屋 光之郎

○総務課出席職員職氏名

総務課長補佐 …………… 河野 哲
総務課財政主任 …………… 長友 翔平

開会 午前10時00分

議長 河野 浩一

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議事日程について、おはかりします。

本件につきましては、別紙がお手元に配布してあります。

この順序によって審議することに、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

議長 河野 浩一

異議なしと認めます。

よって議事日程は、そのように決定いたしました。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において5番 出口 喜重郎 議員及び7番 眞鍋 博 議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。おはかりします。

本定例会は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

議長 河野 浩一

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第4 議案第2号「令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算」の2議案を一括して議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 河野 正和

議長 管理者

議長 河野 浩一

管理者

管理者 河野 正和

改めまして、おはようございます。議員の皆様方におかれましては、令和3年第1回宮崎県東児湯消防組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、全員ご健勝にてお揃いいただきましたこと、心から感謝申し上げるしだいでございます。

それでは、議案第1号、議案第2号の2議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第1号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例が制定されたことに伴い、当組合におきましても、感染症防疫作業手当を追加するとともに、新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために緊急又は非緊急的に行われた措置に係る作業に従事した場合において、感染のリスクや厳しい勤務環境等に鑑み、その金額について増額する特例的な扱いをする内容として、改正しようとするものであります。

次に、議案第2号令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算についてであります。

当消防組合におきましては、多様な消防行政の需要に対しまして的確に対応していくことが求められていることから、消防防災体制の強化充実を図るため、国、県及び構成各町の動向を十分に留意しつつ、限られた財源を効果的に運用するため、経費節減にも配慮しながら、必

要最小限の経費を盛り込んで、新年度一般会計予算の編成を行ったところであります。

その結果、令和3年度の歳入歳出予算の総額は、10億5,971万5千円となり、前年度当初予算に対して、3,774万1千円の増で、前年比3.69%の増となっております。

歳入の主なものは、構成町からの負担金であります。前年度当初予算に対して0.1%減の9億9,670万2千円を計上し、歳入総額の94.05%となっております。

また、歳出の主なものは、予算総額の69.9%を占める人件費でありまして、前年度当初予算に対しまして1.22%減の、7億4,073万6千円を計上いたしました。

なお、消防組合の歳出予算は殆どが経常的経費となっておりますが、臨時的経費の主なものとして、高規格救急車整備事業を盛り込んだところでございます。

詳細につきましては、消防長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

議長 河野 浩一

続いて、消防長の詳細説明を求めます。

消防長 野口 昌秀

議長 消防長

議長 河野 浩一

消防長

消防長 野口 昌秀

それでは、議案第1号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められ、国家公務員において人事院規則の一部が改正され、国民の生命及び健康を保護するために緊急又は非緊急的に行われた措置に係る作業の従事に対し、防疫等作業手当の支給が適用されることとなったことから、職員の特殊勤務手当に感染症防疫作業手当を新設するとともに、新型コロナウイルス感染症の措置の作業に従事する職員に対しての感染症防疫作業手当についての特例を設けようとするものであります。

それでは、議案書とは別にお配りしております資料の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表でご説明申し上げます。

この表は左側が改正案、右側が現行でありまして、条文の改正箇所はアンダーラインで示しております。

それでは改正しようとする部分についてご説明いたします。

まず、題名の前に宮崎県東児湯消防組合を付け、条例名を改正するとともに、第一条の見出

しと条文中の字句の修正をしようとするものであります。

次に、第2条では特殊勤務手当の種類に（4）感染症防疫作業手当を、アンダーラインのとおりに加えようとするものであります。

次に、第3条から第5条にかけて見出しを付け、新たに第6条 感染症 防疫作業手当を、国の基準どおり1日につき290円支給するようアンダーラインのとおりに加えようとするものであります。

次に、職員の特種勤務手当について、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事した場合に特例的な特殊勤務手当を支給するため、附則にアンダーラインのとおりに加えようとするものであります。

附則を第1項とし、同項に見出しとして 施行期日 を付し、附則に見出し及び2項を加えるものです。見出しは感染症 防疫作業手当の特例と付し、第2項第1号では、消防職員が新型コロナウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症として定める等の政令第1条に規定するものをいう以下同じ、から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症の患者又は疑いのある者に接触して行う作業、患者等が使用した物件の処理、その他管理者が定めるものに従事したときは感染症防疫作業手当を支給するものであります。

第2項第2号では、非緊急的に行われた措置に係る業務であって、新型コロナウイルス感染症の患者又は疑いのある者に接触して行う作業、患者等が使用した物件の処理、その他管理者が定めるものに従事したときは感染症防疫作業手当を支給するものであります。

第3項第1号は、前項第1号の緊急的作業に従事した場合、1日につき3,000円、患者等の身体に接触した場合又は患者等に長時間にわたり接して作業に従事した場合、1日につき4,000円とするものであります。

第3項第2号は、前項第2号の非緊急的作業に従事した場合、1日につき1,000円、患者等の身体に接触した場合又は患者等に長時間にわたり接して作業に従事した場合、1日につき1,500円とするものであります。

なお、この条例の施行は、附則に規定してありますように公布の日から施行しようとするものですが、条例による改正規定は、人事院規則の遡及適用日に合わせ令和2年1月27日からの適用となります。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第2号の令和3年度宮崎県東児湯消防組一般会計予算をご説明いたします。

はじめに、予算書とは別に横長の用紙で令和3年度予算編成資料というのをお手元に配布しておりますので、まずこれでご説明いたします。

予算書の後に添付しておりますのでお開きください。令和3年度予算編成資料というA3の横長の用紙でございます。

この資料は、左側の表が歳入、右側の表が歳出となっております。

まず、最初に左側の歳入についてであります。表の構成は、一番左側の列が歳入科目の区分、次が令和3年度の予算案でございます。左から当初予算額、その右が対前年度当初増減額、次が対前年度当初増減率、その右が構成比となっており、一番右端に前年度の当初予算額を記載しております。

それでは、表の一番下の欄の歳入合計であります。令和3年度の当初予算額を10億5,971万5千円といたしました。これは、前年度の当初予算額より3,774万1千円の増額でありまして、対前年度当初比で3.69%の増となっております。

次に、各歳入科目についてご説明いたします。まず、表の一番上の1の分担金及び負担金であります。構成各町からの負担金を9億9,670万2千円計上いたしました。

なお、各町別の内訳はすぐ下に記載しているとおりでございますが、うち特別交付税額とは、負担金条例第2条第1号の高速自動車国道における救急業務を実施する市町村に対して交付される特別交付税の額をいうものであります。今回、令和2年度に改正があり、100万円の減額となったことから、前年度の当初予算額より100万円、0.10%の減となっております。

また、構成比の欄の括弧書きの中には各町の負担割合を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、2の使用料及び手数料であります。主に航空自衛隊新田原基地内に特定屋外タンク貯蔵所が建設中であり、令和3年度中に完成検査前検査を実施する予定となることから、審査手数料124万円が見込まれ、前年度より91万8千円増額し、239万8千円を計上しました。

次の3の国庫支出金であります。1,970万4千円を計上いたしました。これは、本署高規格救急車の更新整備を予定しておりまして、防衛施設周辺民生安定施設整備事業での補助金を計上しました。

続いて、4の県支出金であります。69万4千円を計上いたしました。これは、感染防止衣、化学防護服、消防用ホース、フルボディハーネス及びアナログ無線装置等の整備に伴う県の補助金であります。

次の5の財産収入であります。過去の実績から1万4千円を計上いたしました。

次に、6の寄附金であります。一般寄附金及び消防費寄附金各1千円の2千円を計上しました。

次に、7の繰入金であります、科目設定の1千円を計上いたしました。

次の8の繰越金であります、前年度と同額の300万円を計上いたしております。

続いて9の諸収入であります、前年度より18万1千円減の1,240万円を計上いたしております。これは、主に高速自動車国道における救急業務実施に対し、西日本高速道路株式会社から当消防組合に支払われる支弁金が減額となるものです。

最後に10の組合債であります、2,480万円を計上いたしました。これは、高規格救急車の更新による整備事業及び消防本部庁舎通信指令室等空調設備改修事業にかかる起債であります。

続きまして資料の右側の歳出についてであります、表の構成は先ほどの歳入とほぼ同様であります。

なお、この表は歳出を性質別に区分して計上いたしておりますが、目的別歳出の詳細につきましては、後ほど予算書の方でご説明いたします。

それでは最初に、表の一番下の歳出合計であります、令和3年度の当初予算額を10億5,971万5千円といたしました。これは、前年度の当初予算額より3,774万1千円、率にして3.69%の増であります。

それでは、性質別の内訳につきまして表の上の方からご説明いたします。

まず、1の人件費であります7億4,073万6千円を計上いたしました。これは、前年度と比較しますと916万4千円、1.22%の減となっておりますが、この主な理由は、退職者3名による給料、職員手当等の減及び給与改正による期末手当等の減によるものであります。

次に、2の物件費は7,769万2千円を計上いたしました。前年度と比較しますと308万7千円、3.82%の減となっております。これは、主に令和3年度は新規採用者がいないため、被服費の消耗品費、県消防学校等関係の旅費の減によるものです。

次に、3の維持補修費は1,005万2千円を計上いたしました。前年度と比較しますと229万4千円、29.57%の増となっております。増の主な理由ですが、左側の組合債のところでもご説明いたしました空調設備の改修事業によるものであります。

次に、4の扶助費は科目設定の1千円です。

次に、5の補助費等は658万2千円を計上いたしました。前年度と比較しますと111万1千円、20.31%の増となっております。増の主な理由ですが、新年度は車検を受ける大型車両の台数が多いため、自動車重量税印紙代の増によるものです。

続いて6の公債費は、1億7,569万4千円を計上いたしました。前年度と比較しますと42万6千円、0.24%増となります。この主な増加分は、前年度に、この部屋でありますコミュニティールーム等の空調設備改修事業の償還開始によるものであります。

次に、7の積立金は962万円を計上しましたが、これは、財政調整基金への積立金であります。

続いて8の普通建設事業費は、3,833万8千円を計上しましたが、これは先ほど歳入でご説明しました、高規格救急車更新整備によるものであります。

最後の9の予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上しました。

以上で、予算編成資料での説明を終わらせていただきますが、それでは引き続き、お手元の令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算書でご説明します。

それではまず、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げたいと思いますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

ここは歳入の総括表であります。歳入につきましては、先ほどの予算編成資料での説明と重複いたしますので割愛いたしまして、次のページ、6ページの歳出の方をご説明いたします。

当消防組合は、歳出の款を5つ設けておりまして、新年度予算額を議会費46万9千円、総務費7,798万1千円、消防費8億457万1千円、公債費1億7,569万4千円、予備費100万円の歳出合計10億5,971万5千円といたしました。

なお、前年度との比較及び財源の内訳につきましては、右の方に記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは続きまして、各歳出予算を科目別に、前年度と比較して増減の大きい主なものをご説明申し上げます。

22ページをお開き下さい。総務費をご説明いたします。

まず、22ページの目の欄の一般管理費であります。前年度と比較いたしまして、865万9千円増の7,776万6千円を計上いたしております。これは、主に、24ページの節の欄の24の積立金でありまして、これは財政調整基金積立金が前年度と比較いたしまして、782万6千円増の962万円を計上しているためであります。

続きまして、28ページ以降の消防費に移りたいと思います。

まず、28ページの目の欄の常備消防費であります。新年度は7億4,769万9千円を計上いたしました。

これは、前年度と比較いたしまして1,065万2千円の減となっております。

まず、28ページの一番上の2の給料であります。これは一般職員の給料でありまして、3名の退職者を見込んでいることから、681万6千円の減となっております。

次に、その下の3の職員手当等ではありますが、退職者3名による職員減及び期末手当支給率の引き下げに伴い、415万円の減となっております。

次に、29ページの一番上の4の共済費ではありますが、共済費の財源率が上がったことにより、124万5千円の増となっております。

次に、8の旅費ではありますが、令和3年度は新規の採用がないことから、初任科教育、救急科入校者の減となり、150万9千円の減となっております。

次に、一番下の10の需用費につきましては、主に新規採用職員の減に伴う被服等の消耗品の減により、239万6千円の減となっております。

次に、30ページの12の委託料ではありますが、主に航空自衛隊新田原基地内に特定屋外タンク貯蔵所が設置予定であることから、この貯蔵所をKHK危険物保安技術協会に審査をしてもらうための完成検査前検査委託料、及び職員の大型一種自動車免許取得者を増やしたことにより、125万8千円の増となっております。

次に、32ページをお開きください。中段の17の備品購入費につきましては、主に今年度より2か年で、整備を計画しております携帯型アナログ無線装置要求額の減により、119万4千円の減となっております。

以上が常備消防費でございますが、職員の給与につきましては、この予算書の末尾に添付いたしております給与費明細書に詳しく記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

続いて34ページをお開きいただきたいと思います。ここからは、消防施設費でありまして、新年度は5,687万2千円を計上いたしました。これは、前年度と比較いたしまして、3,927万5千円の増となっております。

まず、34ページの10の需用費ではありますが、主に空調設備の改修事業の増により、前年度と比較いたしまして、97万4千円の増の1,505万8千円を計上いたしました。

次に、35ページの17の備品購入費ではありますが、高規格救急自動車整備事業により、3,833万4千円の増といたしました。

以上で消防費について、ご説明を終わらせていただきます。

続いて、36ページの公債費ではありますが、元金は1億6,587万6千円で、154万7千円の増となっております。これは、主に令和2年度に整備いたしました、空調設備の改修事業の償還開始によるものであります。

次の利子につきましては981万8千円で、112万1千円の減となっておりますが、これは、これまでに起債していた元金が減少したことに伴うものであります。

次に、37ページの予備費ではありますが、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

以上で、議案第2号令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきますが、お手元に補足資料といたしまして、議案第2号資料①令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算説明資料、議案第2号資料②令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算事業一覧及び令和3年度予算目的別・性質別歳出内訳、そして、令和2年中の火災・救急・救助統計をお配りいたしておりますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

以上で議案第1号、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

議長 河野 浩一

以上で説明が終わりました。

これより議案第1号、議案第2号について質疑を行います。

まず、議案第1号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例にについて、質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 河野 浩一

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

次に、議案第2号令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算について、質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 河野 浩一

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

これより、議案第1号、議案第2号について、討論・採決を行います。討論・採決は、議案ごとに行います。

まず、議案第1号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例にについて、本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 河野 浩一

討論がありませんので、採決いたします。

議案第1号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 河野 浩一

全員起立であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号令和3年度宮崎県東児湯消防組合一般会計予算について、本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 河野 浩一

討論がありませんので、採決いたします。

議案第2号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 河野 浩一

全員起立であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

以上を持ちまして、本日の全日程を終了しました。

これをもって、本日の第1回定例会を閉会いたします。

午前10時33分 閉会
